

平成30年1月26日

関係者各位

大阪府行政書士会
会長 高尾 明仁

当会会員の逮捕に関する会長声明

平成30年1月24日、当会会員が司法書士法違反の容疑により逮捕されたとの報道がありました。

今回の事件の概要は、当該会員が、中国人に店の経営者に必要な在留資格を得させる目的で、無資格で会社設立の登記手続きをしたというものであります。

行政書士は、市民の皆様のご信頼に応えるべく、誠実に業務を遂行する重責を担っているところですが、仮に報道が事実とすれば、当該会員の行為は、その信頼を著しく損ねる行為であり、当会においても重く受け止めております。

また、関係者並びに市民の皆様にご迷惑やご心配をおかけしましたことに対し、当該会員の所属する行政書士会として、大変申し訳なく深くお詫びを申し上げます。

行政書士には高度な職業倫理に基づき、公正かつ誠実な職務遂行が求められています。このため、当会においても倫理研修が既に義務化されており、会員の高度な職業倫理の確立のための努力を日々継続しているところ、今回このような事件が起こってしまったことは、誠に残念でなりません。

当会としては、本件につき事実関係を調査し、本件の全容解明に努めるとともに、会員の逮捕という事実を重く受け止め、今後は再発防止のため、会員の倫理指導をさらに徹底し、改めて綱紀の粛正を図ることで、会としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。